

令和8年6月22日

農林水産省農産局園芸作物課長
国土交通省都市局参事官（国際園芸博覧会担当）

広報媒体への横浜グリーンエキスポのロゴ等の掲載に係る
よくあるご質問への回答

平素より横浜グリーンエキスポ（2027年国際園芸博覧会）の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度6月5日付事務連絡「横浜グリーンエキスポ（2027年国際園芸博覧会）へのご協力のお願い」にて、機関誌、広報誌、各種ポスター、その他の広報媒体への横浜グリーンエキスポのロゴ等の掲出についてのご協力をお願いいたしました。

こちらに関して、多数のお問合せをいただいていることから、別記1のとおり「よくあるご質問への回答」をとりまとめました。

この他、ご不明点等ございましたら下記の国土交通省担当までお問合せください。

横浜グリーンエキスポの成功に向け、広報プロモーションを通じた機運醸成等に引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

お問合せ先

国土交通省 都市局 参事官（国際園芸博覧会担当） 付

和氣 <waki-f2sd@mlit.go.jp>

湯井 <yui-a86qc@mlit.go.jp>

Tel : 03-5253-8134

<全般について>

Q1. ロゴ等の掲出依頼はどういう趣旨か。

(回答)

- 横浜グリーンエクスポ（2027年国際園芸博覧会）の認知度向上のための協力依頼で、その趣旨・背景をご理解いただいた上で、任意にてお願いするものです。
- 地球課題解決の体験・実践を通じ意識・行動変容を促すという本博覧会の趣旨にご賛同いただける場合には、ご協力賜りますようお願いいたします。

<ロゴマークについて>

Q2. デザインは何を使えばよいか。

(回答)

- 掲載するロゴマーク等をあしらったバナーは下掲の8デザインをご利用いただけます。拡大・縮小は可能ですが、改変はできません。バナー周辺含め、貴団体がGREEN×EXPO 2027に関連するような文書の挿入もできません。
- ロゴマークのデータは、国交省担当者から Microsoft Forms にて提出いただいた連絡先にメールで送付いたします。
- 掲載に当たっては、国交省及び（公社）2027年国際園芸博覧会協会にてレイアウト等の事前確認を行います。詳細は掲載用のデータをお送りする際にご案内いたします。

Q3. バナーに「●●省からのお知らせ」の記載が必要か。

(回答)

- バナーには、「●●省からのお知らせ」の記載が必要です。

Q4. 何故「●●省からのお知らせ」の記載が必要なのか。

(回答)

- 公式ロゴマークや公式マスコットキャラクター、「GREEN×EXPO 2027」等の

呼称は、グリーンエキスポ協会が商標登録をしている知的財産です。その使用については、各国公式参加者、国・県・市、出展・協賛企業・団体、ライセンス事業者などのライセンスホルダーに使用用途・範囲が限定されております。

今回、国における機運醸成の取組の一環として、上記ステークホルダー以外の方の広報媒体に掲載をお願いするものであり、バナーの使用者を明確にするため、「●●省からのお知らせ」を明記が必要となります。

Q5. 「●●省からのお知らせ」には、どの省庁名を記載すべきか。

(回答)

- 本件に関する事務連絡のお知らせ元となる貴団体・貴社に関係が深い省庁名を「●●」に記載いただくようお願いいたします。
- なお、お知らせ元となる省庁が不明な場合には、横浜グリーンエキスポの所管省庁である国土交通省又は農林水産省からのお知らせとして記載ください。

<刊行物等の発行までの手続について>

Q6. バナーを掲載した刊行物は、承認を受ける必要があるのか。

(回答)

- お知らせ元となる省庁名を記載したバナーを掲載した刊行物等は、国土交通省及びグリーンエキスポ協会でデザイン確認を行います。
※営利利用・商用利用等に供されると判断した場合は、掲出をお断りさせていただきます。
- デザイン確認の結果は、申請フォームで登録いただいた連絡先宛てに国土交通省担当者から2週間以内を目処に連絡いたします。

Q7. バナーの掲載にはライセンス料がかかるのか。

(回答)

- 「●●省からのお知らせ」を付記したバナーを、刊行物（営利利用及び商用利用ではないものに限る）に掲載いただくに当たり、ライセンス料は不要です。

<刊行物等の取扱について>

Q8. 広報媒体であれば、どのようなものでも使用できるのか。

(回答)

○「●●省からのお知らせ」を付記したバナー等は、特定の企業・商品・サービス等を推奨するための使用はできません。広報誌・機関誌にて、バナー等を掲出いただく際は、特定の企業・商品・サービス等の推奨部分とは明確に分けた使用をお願いいたします。

※営利利用・商用利用等に供されると判断した場合は、掲出をお断りさせていただきます。

(使用可能な例)

- ・ 団体職員向け広報誌での使用
- ・ 紙面全面でのバナーの掲出（一般向けの場合）
- ・ 啓発ポスター下部でのバナー使用

○同じデザインを他の媒体・用途に使用する場合であっても、再度の確認をお願いいたします。